子ども家庭支援センター

場所福祉センター2階☎539・2555
開所時間火曜日～土曜日、午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始を除く）

子どもと家庭に関する総合相談窓口として、また「児童虐待」の相談窓口として、昨年7月に「子ども家庭支援センター」を開所しました。

今年3月末までに受けた相談501件の主な内訳は、乳幼児の育児・しつけ相談が115件、小中学生等に関する相談が104件、児童虐待相談が184件です。

●こんなとき、お気軽にご相談ください

秘密は厳守で相談をお受けします。

《子育て総合相談》
《児童虐待相談》
《子ども相談》

◆子どもの育て方がわからない
◆子どもがかわいいと思えない
◆いじめにあっている
◆虐待かどうかわからないが、気になる子どもがいる

●ご利用ください交流スペース

子育て中の親子が交流する場、子育てボランティアの活動の場としてご利用ください。おもちゃや絵本等も置いてあります。また、子育て支援情報も提供しています。

利用できる方
市内在住の0歳から18歳までの子どもとその保護者、家族、関係者※利用は無料です。開所時間中はいつでも利用できます。

乳幼児医療費助成制度が改正されます

所得制限が緩和されます
10月1日から2歳未満の児童の保護者の所得制限がなくなります。

また、2歳から就学前の児童の保護者の所得制限の緩和（児童手当と同額の所得制限）を予定しています。

申請をしてください現在受給されていない保護者へ通知を郵送しました。7月31日(月)までに申請をしてください。

問合せ子育て支援課子育て支援係

こんなとき、ご利用ください

■乳幼児ショートステイ

保護者の方が病気、出産、看護、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等で、家庭で一時的にお子さんを養育できないとき、短期間お子さんをお預かりします。

対象年齢福生市内に居住する生後3か月から小学校就学前の乳幼児
利用期間1回につき原則として7日以内
利用施設社会福祉法人「東京恵明学園」青梅市友田町2-714-1 ☎0428・23・0241
利用料宿泊保育4,000円（1日）、日中保育3,000円（1日）
※利用時間によって利用料が異なる場合があります。
申込み印鑑を持参の上、子ども家庭支援センターまたは子育て支援課へ。
※夜間、日曜日、祝日等緊急の場合は施設でも申込みができます。詳細についてはお問合せください。

■一時保育

心身のリフレッシュや保護者の病気等で一時的に家庭で保育することができないとき、お子さんをお預かりします。

対象年齢就学前の子ども（保育室は2歳まで）
利用日数原則として週3日以内
利用時間午前7時15分～午後6時15分
場所市内認可保育園、保育室
保育料1日2,500円
申込み保育課保育係

■休日保育

保護者の仕事等で家庭で保育することができないとき、お子さんをお預かりします。

対象年齢就学前の子ども
利用日日曜日、祝日
利用時間午前7時30分～午後6時30分
場所福生保育園
保育料1日2,500円（昼食別）、おやつ200円
申込み保育課保育係

社会福祉協議会 ふっさボランティア市民活動センター ☎552・2122

●NPO法人設立相談

「法人化するにはどんな準備が必要だろう？」「申請前に知っておきたいこと」「定款作成時のアドバイス」などなど法人化を検討している団体向けの相談です。

相談日7月25日(火)午後1時30分・2時・2時30分・3時・3時30分（1回30分）
申込み枠5組（予約制）
・団体の方はできるかぎり、複数でご参加ください。
・法人認証の予備審査的な相談や書類作成代行などではありません。相談料無料。
・回答に資料準備や調査が必要になる場合、事前に質問内容をお尋ねしたり、相談日の後に回答をさせていただくことがあります。

申込み相談カードに必要事項を記入のうえ、7月3日から24日の午後2時までにファクシミリFAX553・7532またはEメールでふっさボランティア・市民活動センターへ。

相談カードはホームページURLhttp://fvac.group-info.com/からダウンロードできます。

●子育て支援市民活動講座 地域に作ろう子育て応援団

子育てについて皆さんと一緒に考えてみませんか！

日時7月21日(金)午前10時～正午
場所福祉センター2階学習集会室
対象市内にお住まいで子育て支援に関心がある方
講師星　順子氏
内容「子どもの心の発達」子育ての目指すところ子どもをやる気にさせる言葉がけ
参加費無料
保育あり（先着20人）
申込み参加希望の方は日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに直接または電話でふっさボランティア・市民活動センターへ。

社会福祉協議会 ☎552・2122

ひとりで悩まず、まず相談を

●「成年後見制度相談」

成年後見制度を利用したいが、どうしたらよいかわからないときなどに、司法書士が相談に応じます。

日時7月13日(木)午後1時30分～4時
場所福祉センター相談室
対象高齢者・障害者やその家族など
定員先着4名（予約制）
場所福祉センター相談室
※相談内容は秘密厳守、相談料は無料
申込み7月3日から日曜を除く午前8時30分～午後5時15分の間に社会福祉協議会☎552・2121へ。

「平成17年度版」では、追加した項目や前年度と比較して変化のあった項目等を取り上げて紹介しています。

特別会計国民健康保険、老人保健医療、介護保険は、特別会計により運営されています。特別会計とは、事業ごとの収支や受益と負担の関係を明確にするため、一般会計とは別に独立採算制となっていますが、それぞれ一般会計から繰出金を受けています。

各特別会計への市民一人当たりの繰出額について、都内26市の中で、繰出額の少ない方から見ますと、国民健康保険は20番目、老人保健医療は11番目、介護保険は17番目となっています。

市民の負担軽減のためにも、歳入の確保や歳出の削減努力など、特別会計の適正な運営が求められています。

お詫びと訂正

広報ふっさ平成18年6月1日号3面の「平成17年度版データから見る福生（第1回）」に誤りがありました。次のとおり訂正し、お詫びします。

◆「人口と世帯数」の説明のうち

「平成13年に62, 274人でピークとなり」となっていますが、正しくは「平成14年に62, 503人でピークとなり」です。

問合せ企画調整課企画調整担当

平成17年度版 データから見る福生（第2回）

（いずれも平成16年度普通会計決算 順位は少ない順）

市民1人当たり国民健康保険特別会計繰出金

順位	市名	金額	前年順位	前年金額
1	小金井市	8, 912円	3	9, 971円
3	青梅市	10, 304円	10	11, 800円
5	あきる野市	10, 793円	5	10, 535円
16	羽村市	12, 903円	20	13, 782円
20	★福生市	13, 529円	25	16, 083円
21	昭島市	13, 714円	12	12, 270円
26	武蔵村山市	18, 077円	26	17, 421円

市民1人当たり老人保健医療特別会計繰出金

順位	市名	金額	前年順位	前年金額
1	稲城市	2, 767円	1	2, 659円
9	あきる野市	3, 818円	15	3, 933円
11	★福生市	3, 843円	21	4, 294円
13	青梅市	3, 862円	7	3, 555円
18	昭島市	4, 179円	13	3, 890円
23	羽村市	4, 700円	20	4, 268円
26	三鷹市	5, 542円	25	4, 830円

市民1人当たり介護保険特別会計繰出金

順位	市名	金額	前年順位	前年金額
1	稲城市	5, 165円	1	4, 651円
3	青梅市	5, 358円	3	4, 910円
5	羽村市	5, 888円	5	5, 065円
9	あきる野市	6, 290円	7	5, 647円
14	昭島市	6, 845円	11	6, 000円
17	★福生市	7, 035円	21	7, 173円
26	武蔵野市	9, 796円	26	9, 191円